

保 育 課

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、規定を整備します。

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第八号）の誤りを訂正する官報（令和元年8月30日82号）が出されたことに伴い、港区特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、訂正内容に合わせて改正します。

2 改正内容

- （1）施設型給付費を引用する適用範囲を修正します。
- （2）特別利用保育及び特別利用教育の基準において準用する場合の対象者を修正します。
- （3）その他表記の誤りを改めます。

3 施行期日

公布の日